

要望書

法務大臣 齋藤 健 様

川口市

仮放免者の生活維持等に関する要望書

埼玉県川口市には、令和5年8月1日現在41,313人の外国籍住民がおり、法務省の在留外国人統計によると、令和4年12月末日現在、日本で2番目に外国人が多い自治体となっております。

こうした状況のもと、国籍別で6番目に多いトルコ住民は1,207人が登録されており、その他にも在留資格未取得外国人で、特にクルド人の仮放免者の方々なども、相当数滞在しているものと推測されております。このことから、市では、令和2年12月23日に仮放免者の生活維持に関する要望を行わせていただいたところであります。

このような中、この度、出入国管理及び難民認定法の一部改正法が成立したところであり、改正法には、親族や知人

などの監理人の下で、市中において一定の条件下で一部就労を可能とする「監理措置」制度が、新たに導入されることに對しましては、敬意を表する次第であります。

しかしながら、「仮放免」制度については、従前どおり、就労ができず不安定な生活を余儀なくされており、また、「監理措置」制度も含め、行政サービスは原則提供されないことから、国民健康保険未加入により高額な医療費が払えず、適切な医療が受けられないなど、改正後においても概ね生活状況に変化はないものと認識しております。

これらの諸問題は、国の入国管理制度に起因するところであり、中でも行政サービスについては、市町村独自の判断でサービスの提供を決定することは困難であります。

したがって、これらの問題に国として適切に対処していただきたく、次のとおり要望いたします。

記

1. 不法行為を行う外国人においては、法に基づき厳格に対処（強制送還等）していただきたい。
2. 仮放免者が、市中において最低限の生活維持ができるよう「監理措置」制度と同様に、就労を可能とする制度を構築していただきたい。
3. 生活維持が困難な仮放免者、および監理措置に付される者について、「入国管理」制度の一環として、健康保険その他の行政サービスについて、国からの援助措置を含め、国の責任において適否を判断していただきたい。

令和5年9月1日

川口市長 奥ノ木信夫